

令和8年度 就学援助制度のお知らせ

就学援助制度とは？

経済的理由により小・中学校への就学が難しい児童生徒の保護者を対象に、学用品費、通学用品費など、学校生活に係る費用の一部を援助する制度です。

対象となる方

- ◆生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項の規定による保護者
 - ◆前年度又は、当該年度において次のいずれかの措置を受けている者
 - ア、生活保護の停止又は廃止
 - イ、市町村民税の非課税
 - ウ、市町村民税の減免
 - エ、個人事業税の減免
 - オ、固定資産税の減免
 - カ、国民年金掛金の減免
 - キ、国民健康保険料の減免又は徴収の猶予
 - ク、児童扶養手当の支給
 - ケ、生活福祉資金の貸付け
 - ◆保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者
 - ◆P T A会費、学級費等の学級納付金の減免が行われている者
 - ◆学級納付金の納付状態の悪い者等で、保護者の生活状態がきわめて悪いと認められる者
 - ◆経済的な理由による欠席日数が多い者
 - ◆その他特別な事情により経済的にお困りの方
- ※既に認定されている方でも毎年申請が必要です。

申込期限・申請書提出先

令和8年1月16日（金）までに外ヶ浜町教育委員会学務課へ直接提出してください。

申請方法

◆電子による申請

スマートフォンから申請手続きが可能です！

QRコードまたはURLから申請フォーム画面へ進んでください。

どなたでも申請可能ですので、是非ご活用ください。

https://apply.e-tumo.jp/town-sotogahama-aomori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=10469



◆紙による申請

申請書は外ヶ浜町教育委員会学務課及び各学校に設置しております。

※電子申請の開始に伴い、基本的に申請書の配付は行いませんので、ご了承ください。

申請に必要な書類を揃えたうえで教育委員会へ直接提出してください。

申請に必要な書類

電子申請	◆就学援助申請書及び世帯票（令和8年4月1日時点の学年で入力） ◆生活保護受給証書、児童扶養手当証書等の写真 ◆その他教育委員会が必要と認めるもの
紙による申請	◆就学援助申請書及び世帯票（令和8年4月1日時点の学年で記入） ◆生活保護受給証書、児童扶養手当証書等の写し ◆その他教育委員会が必要と認めるもの

※「就学援助申請書及び世帯票」は小中学生どちらもいる家庭でも1枚の申請書に記入してください。

※申請理由を確認できる書類は、基本的に、生活保護受給証書、保護廃止（停止）決定通知書、児童扶養手当証書の写しです。その他の申請理由については、教育委員会で調査しますが、必要に応じて確認書類を提出を求めることがあります。

※令和7年1月1日現在で町内に住所を有している方は、課税証明書は必要ありません。
令和7年1月1日現在、町外に住所を有している方やその後転入した方は、世帯全員の課税証明書を提出してください。

※支給額は令和7年度の額を記載。

	小学校		中学校	
	1学年	2~6学年	1学年	2~3学年
学用品費		11,630円		22,730円
通学用品費		2,270円		2,270円
新入学児童生徒学用品費	57,060円		63,000円	
修学旅行費		6学年 実費額		3学年 実費額
体育実技用具費	1~4学年（上限） 26,500円			
医療費	自己負担分			
学校給食費	令和5年度より無償化			
校外活動費（宿泊伴わない）	(上限) 1,600円		(上限) 2,310円	
校外活動費（宿泊伴う）	(上限) 3,690円		(上限) 6,210円	
卒業アルバム代		6学年 別事業にて助成		3学年 別事業にて助成

その他

- ◆新入学児童生徒（R8年度に1年生になる児童生徒）には、令和8年2~3月中に「新入学児童生徒学用品費」を支給いたします。
- ◆その他、申請の際に不明な点がございましたら、外ヶ浜町教育委員会学務課までご連絡ください。